

県北広域振興局長告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月4日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 道前浄法寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市浄法寺町手倉森129番2地先から53番1地先まで	新	m 26.7～12.1	m 181.0
	旧	23.3～11.1	181.0
二戸市浄法寺町下沢104番4地先から手倉森143番10地先まで	新	33.8～10.4	125.0
	旧	21.9～10.1	125.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和4年3月4日から同年4月4日まで